

数的判断基準の算定方法についての留意事項

低入札価格調査基準価格を下回った場合、低入札価格調査制度事務処理要領に基づき基本調査を実施します。基本調査において数的判断基準を満たしている場合は、重点調査を実施し、数的判断基準を満たしていない場合は「失格」となります。

数的判断基準には入札書記載金額と比較するものと、工事費内訳書と比較するものの2種類あります。

1. 総額 …入札書記載金額と比較する数的判断基準

入札書記載金額が、下記の①から④の合計から⑤を減じ、1万円未満の端数を切り捨てた金額以上であること。

- ①直接工事費×0.95（1円未満切り捨て）
（建築工事・設備工事の場合は直接工事費×0.95×0.95）（1円未満切り捨て）
- ②共通仮設費×0.90（1円未満切り捨て）
- ③現場管理費×0.80（1円未満切り捨て）
- ④一般管理費等×0.55（1円未満切り捨て）
- ⑤工事価格×0.03（1円未満切り捨て）

入札書記載金額が、①から④の合計から⑤を減じた金額から1万円未満の端数を切り捨てた額を下回った場合は「失格」となります。

2. 費目別 …工事費内訳書の各費目別金額と比較する数的判断基準

工事費内訳書に記載された直接工事費から一般管理費等までのそれぞれが、下記の①から④以上であること。

- ①直接工事費×0.75（1万円未満切り捨て）
（建築工事・設備工事の場合は直接工事費×0.95×0.75）（1万円未満切り捨て）
- ②共通仮設費×0.70（1万円未満切り捨て）
- ③現場管理費×0.70（1万円未満切り捨て）
- ④一般管理費等×0.55（1万円未満切り捨て）

直接工事費から一般管理費等までのいずれかが、①から④を下回った場合は「失格」となります。